

次期市民福祉総合計画 (素案)

目 次

第1章 背景～安心・支えあいの福祉社会づくりの再構築の必要性～	
1. 「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づく市民福祉（市民の誇り）	1
2. 市民の福祉をめぐる事情の変化と課題・必要な対応	2
3. 神戸の強み・神戸らしさをいかした課題の克服に向けて	3
第2章 次期市民福祉総合計画の考え方	
1. 計画の意義	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6
第3章 市民福祉の課題の検証と方向性 ～つなぐことの重要性～	
1. 市民福祉をめぐる課題等の抽出及び要因点検 (ワーキンググループの取り組み)	7
2. ワークショップを通じた市民・事業者からの提案（小委員会の取り組み）	9
第4章 計画の基本理念（基本方針）・考え方	
1. 計画の基本理念	10
2. 基本理念を協働により実現するための必要な考え方・方向性	11
3. 主体のあり方	12
4. 地域＝生活圏域・活動エリアについて	14
第5章 “ともに取り組む” 具体的取り組み方策	
1. ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化	17
2. コーディネーターを配置し、地域の多様な支援者間の連携を支援	22
3. 地域福祉活動の今日的展開を支援・推進	24
4. その他	25

第6章 部門別計画が伝えたいこと	27
1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	28
2. 障がい者保健福祉計画	31
3. 神戸っ子すこやかプラン（次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画）	33
4. 人権教育・啓発に関する基本計画	35
5. 健康こうべ21	—
6. 住生活基本計画	36
7. 男女共同参画計画	38
8. 青少年育成中期計画	—
9. 教育振興基本計画	40
10. 神戸市社会福祉協議会中期計画	42
第7章 最後に—5年間の実行の行程表とPDCA—	
1. 計画の行程表	45
2. 将来の姿	46
3. PDCAによる進行管理	46

1. 「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づく市民福祉（市民の誇り）

神戸市では、昭和52年（1977年）に、全ての市民に安定した豊かな生活を生涯にわたって保障する目的で、「神戸市民の福祉をまもる条例」（以下「市民福祉条例」という。）を制定しました。

「市民福祉条例」では、福祉のあるべき姿を広く全ての市民を対象とする「市民福祉」としてとらえ、市民・事業者・行政の連携と役割分担により市民福祉の理念を実現するために、これまで、市民福祉条例に基づき、時代に合った市民福祉総合計画を策定し、市民・事業者・行政による先駆的取り組みを行ってきました。

特に、高齢者や子ども、障害者など、生活するうえで福祉の支援を必要とする方々の在宅・施設福祉サービス並びに家族への支援策等を拡充してきたと同時に、小学校区などの地域を軸として、ふれあいのまちづくり協議会の結成や、地域福祉センターを面的に配置し、市民による率先した福祉活動を支援してきました。

平成7年（1995年）1月の阪神・淡路大震災では、都市基盤の脆さを露呈しましたが、その一方で、市民福祉が理念とする人のつながりの強さを改めて知りました。すなわち、地縁などの従来から大切にされてきた絆とボランティアなどの新しい絆が連帯して「人間性」「人間らしさ」により献身的活動が行われ、また、事業者及び行政もともに、懸命になって被災された市民の支援活動を続けました。

このときの、市民・事業者・行政の協働と参画の経験は、未曾有の災害から15年を経て復興した神戸の、全ての市民の貴重な財産となっています。

また、平成12年（2000年）には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、社会福祉の基本的事項として、「地域福祉の推進」が定められました（第4条）が、社会福祉法の理念や目的は、まさに市民福祉条例のそれと同じものであり、市民にとっては、神戸が長きにわたって辿ってきた道が普遍化されたものであると、誇りを持って言えます。

さらには、市では、近年の法令の制定・改正により順次整備されてきた、介護保険事業計画などの分野別計画が進展し、また、「措置から契約」へと福祉の枠組みが変化する中であって、市民ニーズの増加に対する福祉基盤の拡充（あんしんすこやかセンターの面的整備、障害者自立支援サービスの拡充など）、在宅サービスをはじめとする制度の充実により対応してきました。

2. 市民の福祉をめぐる事情の変化と課題・必要な対応

一方、この間に、神戸市及びわが国の社会情勢は、急激に変化してきており、その結果、市民の安心・信頼が脅かされ、不安が広がっています。

(1) 市民の生活不安の増大

少子超高齢・人口減少社会の到来を迎え、家族構成などの生活様式もかつてとは大きく異なったことなどによる、生活不安が増大しています。特に、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などが急増する一方で、支え手となる世代が減少することを念頭におき、共助と公助の連携した福祉の仕組みを維持・構築する必要があります。

成年後見などの権利擁護の必要性がますます高まることをふまえ、市民の目線で権利擁護を支える仕組み、自然災害が増加する中、災害時に市民同士が支え合うことができるよう体制を構築することが急務となっています。

さらには、将来を担う子どもたちの世代が、安心して成長できるよう、元気の出る神戸づくりを行う必要があります。

(2) 市民の制度への不安

市民一人ひとりが抱える福祉・医療・健康に対するニーズは、複合化・多様化しています。また、市民にとって、度重なる制度改正や制度そのものが専門分化していることは、かえって、制度のスキマを生じさせており、相談や利用のしづらさにつながるなど、制度への不安を招いています。

国の福祉制度に関しては、これからの5年間にも、介護保険制度の改正（平成24年度）、障害者自立支援制度の改正（平成25年度）、子ども・子育て新システムの本格施行（平成25年度）など、大幅な制度改正が予定されています。

さらには、国と地方との間では、地域の実情に応じた福祉を推進することなどのために、地域主権に向けて協議が行われているところであり、将来を見据えた安心できる市民福祉の構築が必要です。

(3) 市民の雇用の不安

経済のグローバル化と景気の低迷は、日本型雇用慣行と呼ばれた仕組みを変容させ、若年者の就労の非正規化が進むなど、かつてないほどの雇用不安を招いており、本市においても景気・雇用の低迷の長期化が続いています。

また、景気の低迷は、障害者やひとり親家庭などのハンディキャップを有する方の就労を阻害する要因となっており、しっかりとした就労支援対策や働く場の創出につながるような対策が必要です。

生活保護についても、受給者の急激な増加傾向にあります。市民が保護を受

けている状態から可能な限り自立するための仕組み、就職困難者の生活をしっかり支える仕組みが必要です。

(4) 市民の社会からの孤立

市民の中には、希望する福祉・医療等のサービスを利用することができない方、サービスを利用する方法を知らない方、さらには、地域で生活する上での近隣とのつながりが断ち切られている方、悩みを打ち明けられず孤立している方が顕在化するなど大きな課題が生じています。

市民のサービス利用を保障するとともに、社会的なつながりを保ち、孤立を防ぐ対策が必要です。

(5) 市民の地域福祉活動の変化

市民の福祉活動も変化してきています。地域住民組織の活動者の世代交代が進まない地域や、地域で意見交換の場が少ない地域では、活動の縮小・停滞を招いている例や、活動が地域全体からの評価につながらず、住民間の意見相違などを招きかねない状況が生じています。

他方、既存の地域住民組織活動とは別に、同じ課題又は同じ関心を持つ市民同士などにより、支援が必要な市民に寄り添う活動も盛んになっています。NPOやボランティア活動は、総じて増加しています。

地域での福祉活動を活発化するために、活動する市民を増やしていくこととともに、支援する市民もつながりが多様化していることから、それぞれの活動者が主体的につながりを築いていくことが必要です。

3. 神戸の強み・神戸らしさをいかした課題の克服に向けて

市民が有している諸課題に対して、寄り添い、克服していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれの機関が有している対応力を連携・結集して、対応する必要があります。

幸い、神戸には、市民の生活圏域（※）に、地域福祉センターという身近な拠点があり、ふれあいのまちづくり協議会が結成されて、様々な活動を行ってきているという、実践の積み重ねがあります。

（※生活圏域については、第4章に記載）

さらには、高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）は、概ね中学校区に設置され、見守り推進員という神戸市ならではの職員も配置されています。障害者の支援については、概ね行政区ごとに設置している障害者地域生活支援センターの活動とネットワークづくりが進んでいます。子育て

て支援については、区役所の子育て支援室を中心に、関係機関との連携による活動が増加しています。

地域には、社会福祉施設が数多く設置され、協同組合活動も盛んであり、NPO法人も組織化が進んでいます。

これらは、神戸の強みであり、これらを活かして不足している部分を補っていく必要があります。

新たな計画づくりとその実行については、現在の課題を克服していくと同時に、将来に向けた安心・支えあいの市民福祉を構築していく必要があります。

(市民福祉条例の理念・目標に沿った記述を追記)

第2章 次期市民福祉総合計画の考え方

1. 計画の意義

次期市民福祉総合計画は、市民・事業者・行政の各主体が、現在の市民の福祉をめぐる複合ニーズの増加や制度のスキマの拡がりといった諸課題に的確に対応するために、これからの5年間に、いかに協働し、何をすべきかを示す計画です。なお、計画期間のみの視野にとどまらず、10年先・15年先を見据えて計画を策定していく必要があります。

本計画は、広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であることとあわせ、その理念や主要となる事項は、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

将来に向け、人口が減少することが予測され、特に、高齢者が急増する一方で支え手となる世代が減少することを念頭におき、共助と公助の連携した市民福祉の仕組みを維持・構築するための計画です。

これから、さらにひとり暮らし高齢者等が増加し、地域見守り活動の必要性、成年後見などの権利擁護の必要性がますます高まることをふまえ、市民が地域で暮らし続けることができるよう、市民の共助と市民・事業者・行政の協働とが連携した見守りや、権利擁護をささえる仕組みを構築するための計画です。

福祉をめぐる、これからの国の制度改正にしっかりと対応するとともに、地域主権を念頭に、市民・事業者・行政の協働による、神戸らしい市民福祉を築き上げていくための計画です。

さらには、将来を担う神戸の子どもたちが、安心して成長できるよう、元気の出る神戸づくりを行う計画です。

市民の福祉は、高齢者・障害者・子どもなど分野ごとにも市民・事業者・行政の協働により推進していますが、市民福祉総合計画は、各分野における重点施策を総合的に推進する、市民福祉の重点計画であるといえます。

2. 計画の位置づけ

本市では、市民福祉条例に基づき、昭和52年から市民福祉の総合計画を策定してきました。

この間、計画の進捗と社会環境の変化に合わせて、見直しを図ってきましたが、今回の計画は、第10次の市民福祉総合計画となります。

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づく

りの指針」(目標年次：2025年度)及び「重点施策計画」(目標年次：2015年度)とは相互に連携・補完するものです。

さらに、高齢者保健福祉計画・障害者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画など、福祉分野の分野別計画や、住生活基本計画・男女共同参画計画・教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画が策定されています。

本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、横軸でつなぐといった相互に連携・補完しあう計画と位置づけています。

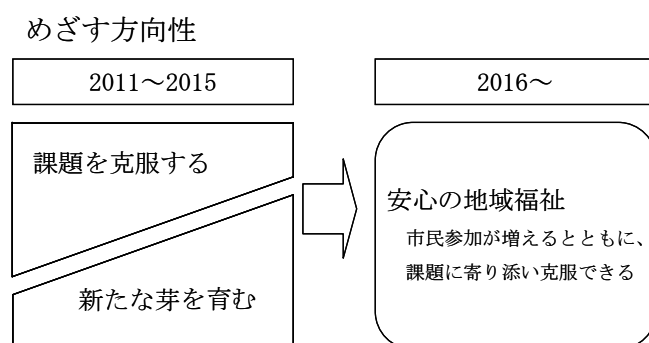
なお、社会福祉法は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げています。市民福祉条例に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、社会福祉法に位置づける「市町村地域福祉計画」(第107条)を兼ねています。

3. 計画の期間・方向性

平成23年度から27年度までの5年間とします。

これからの5年間・10年間・15年間は、地域福祉の維持・(再)構築を行ううえで、最も重要な期間ととらえ、中期的な方向性を見据えた施策と、早期に解決が必要な施策を両立させていきます。

そのため、課題の克服に取り組むと同時に、新しい芽を成長させる取り組みを行い、市民が安心して暮らせる社会、市民が参加する社会を築き上げていくことをめざします。



なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら柔軟に見直していくことを予定しています。

第3章 市民福祉の課題の検証と方向性 ～つなぐことの重要性～

1. 市民福祉をめぐる課題等の抽出及び要因点検（ワーキンググループの取り組み）

次期市民福祉総合計画の策定にあたり、福祉サービス提供の基盤となる仕組みを確立するための、現在の市民福祉をめぐる課題等の抽出及び要因点検を目的として、市民福祉調査委員会・ワーキンググループ（以下、ワーキンググループという）が平成21年3月に設置されました。

ワーキンググループでは、福祉サービス提供者側の視点からだけでなく、ユーザー側の視点にも立って、複合的な福祉課題を抱えた事例などの共通要因とその対応策を検討しました。

検討にあたっては、福祉サービスを受けるまでの各段階（発見、相談、サービス提供）において、福祉サービスと市民ニーズを「つなぐ」ことが重要であると考え、支援者間などの「連携」、相談援助の「総合化」、新たな仕組みなどの「開発」、窓口など「アクセス」を共通する重要な視点と定めて、検討・整理しました。

〈課題と必要な対応策の例〉

		発見の過程での課題	相談過程での課題	サービス提供段階での課題
連 携	課題	・連携不足により見過ごされる	・連携不足のため利用者ニーズに対応できない	・連携不足のため利用者ニーズに対応できない
	対応	○課題の早期発見、早期対応のための連携強化	○連携を支援するコーディネーターが必要	○連携を支援するコーディネーターが必要
総 合 化	課題	・課題の多様化への対応できていない	・総合的な相談体制が不十分である	・個人制度だけで対応できない
	対応	○必要な情報提供と正しい知識・理解の啓発	○相談のワンストップ化による総合化	○サービスの総合化・機能の拡充
仕組みの不備（開発）	課題	・（ハイリスク者の）発見の仕組みが不十分	・相談・手続きに時間がかかる	・ちょっとした困りごとに対応できない ・働く場がない
	対応	○拠点活用とアウトリーチ機能強化	○相談窓口のワンストップ化	○軽度支え合いサービスの推進 ○コミュニティビジネスの支援
ア ク セ ス	課題	・近隣者がアクセス窓口を知らないのでつなげない	・困っている市民からはアクセス困難である	・困っている市民からはアクセス困難である
	対応	○住民が気軽に相談できる環境づくり	○アクセスしやすい場所で相談・情報提供	○居場所、サービスにアクセスしやすい仕組み

整理された「課題と必要な対応策」から、共通して見えてきた、取り組むべき方向性が以下のとおり示されました。

(1) ワンストップサービス機能の充実・促進

各種制度や仕組みがあるにもかかわらず、課題の増加・深刻化など、社会全体の中で機能低下やひずみが出ているような課題が指摘されています。

また、施策ごとに多くの窓口を設置しているにもかかわらず、住民にとって分かりにくく、さらには、複合的なニーズがある場合には複数の窓口で相談しなければならない負担が指摘されています。

福祉サービスを必要とする市民への支援が、切れ目なく行われるために、総合化の視点から、市民ニーズを受け止め幅広く対応するワンストップサービス機能の充実・促進を図る必要があります。

(2) 連携を支援するコーディネーターの配置

各関係機関においては、対象となる市民の個別課題の解決のために懸命な努力を行っているにもかかわらず、他制度に関する専門情報の不足、制度の細分化や件数増加などにより、緊密な連携ができていない場合があります。

現在の仕組みの中では、個々の機関や個人の努力にも限界が生じていることから、地域コミュニティを軸として、多様な関係機関・関係者との間にネットワークを構築するコーディネーターを配置する必要があります。

(3) コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの推進

複合化した市民福祉の課題などへの対応については、市及び事業者並びに地域住民組織などが担ってきた従前の仕組みや機能だけでは、対応が困難な状況にあります。

一方、市では、協働の理念に基づく市民主体のまちづくりを進めてきており、阪神・淡路大震災後に根付いたNPO活動やボランティア活動が、身近な課題解決の取り組みを広げてきていますが、これらの活動の自立性及び事業性をより高めていく必要もあります。

そのため、これからは、市民・事業者・市が協働して、「新しい公共」の仕組みを構築して課題に立ち向かうことが求められ、その仕組みの一翼を担うものとして、地域の社会的課題を事業性・革新性を加味して解決していこうとするコミュニティビジネスやソーシャルビジネスを支援し、推進していく必要があります。

2. ワークショップを通じた市民・事業者からの提案（小委員会の取組み）

市民福祉調査委員会 小委員会では、これからの地域福祉のあり方や総合的・体系的な市民福祉の仕組みの構築を展望した次期計画を策定するために、議論を重ねるとともに、ワークショップを開催してさらに市民との課題・方向性の共有に努めました。

ワークショップは、平成 22 年 7 月 12 日～23 日のうちの 3 日間に 4 回実施し、民生委員・児童委員や地域住民組織、事業者、NPO、一般市民など延べ 60 団体 65 人の方に参加していただき、活発な議論をしていただきました。

そのワークショップを通じて見えてきた意見・提案は、次のとおりです。

〈主な意見・提案〉

ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合ニーズには、異職種が連携・協働して対応する必要がある。 ○ 地域福祉センターが住民の身近な場所として初期相談の役割を果たしてほしい。
コーディネーターを配置し、支援者間の連携を支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異分野・異業種の支援者が定期的集まる場が有意義である。 ○ 制度と制度外のサービス間で連携を密にできればよい。 ○ ふれあいのまちづくり協議会同士の交流、ふれまち協とPTA・企業・NPOなどとのつながりが必要である。
地域福祉活動の今日的展開を支援・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域からコミュニティビジネスで活動の継続性を高めようとする動きがある。 ○ 地域で、住民組織・事業者等のワークショップが必要である。

これらのワークショップにおける意見・提案や小委員会における議論から、次期計画策定における必要な考え方として、次のことが示されました。

(1) ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化

- 複合的な福祉ニーズに対しては、分野ごとの対応だけではなく、異なった分野の支援者が連携・協働して、総合的に対応することが必要になります。
- 住民にとって身近な場所における、福祉の情報提供や初期相談に対するニーズは高く、小学校区ごとに配置されている地域福祉センターの活用のさらなる活性化を検討する必要があります。
- 地域の活動に参加を希望する住民は多いものの、実際の活動にはつながっていない状況であることから、住民が自然に地域の活動に参加できるような仕組

みづくりが必要になります。

- 今後ますます増加する福祉ニーズに対応できるよう、民生委員など地域活動者が活動しやすい環境づくりが必要になります。

(2) コーディネーターを設置することによる支援者間の連携強化、地域住民組織の他団体との結びつき強化

- 福祉課題の解決に向け、高齢者や障害者、子どもなど異なる分野、制度・制度外サービス、地域住民組織同士や別組織などの連携・つながり強化を支援するため、コーディネーターを配置する仕組みが必要になります。

(3) コミュニティビジネスの支援を含む地域福祉活動の今日的展開を支援・推進

- 地域住民組織からコミュニティビジネスで活動の継続性を高めようとする動きがあり、地域の自立性を高めるためにも、地域福祉活動の今日的展開を支援・推進する必要があります。

その他、行政の役割として、市民の福祉への理解向上や少数者への理解不足を解消するために市民への広報等をしっかりと行うこと、また、あんしんすこやか窓口や地域生活支援センターなどの日常的な業務をサポートするとともに、対応が困難な場合は責任をもって対応すること、が必要であるとの考え方も示されました。

1. 計画の基本理念

次期市民福祉総合計画は、その基本理念を、次のとおり定めます。

市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築していきます。

次期市民福祉総合計画は、市民福祉条例に基づき、全ての市民の「幸福」、「生活の質向上」を追求するための、その時代の要請に応じた実行計画です。しかしながら、現在の市民を取り巻く厳しい環境の下では、楽観的な見通しを立てることは難しくなっています。

新しい成長を目指すという気持ちを共有して、現在の危機を克服していくことが必要になっています。

第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」では、くらしをまもり、ともに支えあう社会をつくるため、「あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャルインクルージョン）をめざします」と記載しています。次期市民福祉総合計画の基本理念も指針同様に、ソーシャルインクルージョンを基本として考えています。

2. 基本理念を協働により実現するための必要な考え方・方向性

基本理念を実現し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築していくために、これまで築き上げてきた「強み」を活かして、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要です。

神戸には、多くの「強み」があります。拠点が面的に配置されるとともに、人材が豊富です。地域の活動も活発であり、分野ごとにも必要な量的整備が進んでいます。

(震災時の支え合い活動、つながりの必要性の認識、NPO活動の根付きを追記)

今後は、地域資源を相互に連携させることによる、ワンストップサービス機能や、コーディネーター配置による支援者（・団体）間連携により、制度のスキマを防ぎ、漏れることがないようにしていきます。

また、市民が互いに安心した生活を送ることができるよう、多くの市民が参加できる

仕組みを構築し、市民が主体となる福祉を実現します。

(1) ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化

利用者本位に、相談の総合化・多機能化を実現していきます。

住民が、身近に感じる場所で、気軽に情報を得ること、相談することができ、必要に応じて、専門性を有する支援者への相談につながるような、ワンストップサービス機能を強化します。

他分野の相談には円滑に引継がができるよう、民生委員などの地域の相談者も対人援助のスキルを高めていく必要があります。

(2) コーディネーターを配置し、地域の多様な支援者間の連携を支援

その人一人ひとりの状況に応じた様々なサービスが途切れなく提供されるよう、また、家族や地域住民とともにその人を支えられるように、相談やサービス提供を行う支援者間の連携を構築し、適切にマッチングを行うコーディネーターを配置していく必要があります。

日ごろから、支援者間の、分野を越えて顔見知りの関係があれば、複合的なケースであっても、円滑に連絡を取り合い、的確な支援が行われると期待されます。

(3) 地域福祉活動の今日的展開を支援・推進

地域で福祉活動を行う主体は、民生委員・児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会や婦人会・子ども会などの従来から活動してきた地域住民組織とともに、NPOやボランティアサークルが着実に増加しています。

住民一人ひとりを支援するためには、これらの多元的な市民の活動がゆるやかな連携でつながれることが必要です。

また、従来からの地域住民組織の中には、組織活動の将来性をかんがみ、コミュニティビジネスなどの新たな活動を志向するところが出てきています。

地域住民が自らの知恵を結集して、地域の福祉の一翼を担っていこうとする、これらの動きについて支援・推進していきます。

3. 主体のあり方

地域生活・地域福祉を支える各主体は、福祉課題が複合化する中で、その活動や連携のスキマをつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

各主体に求められ、担うべき役割・あり方は、次のように考えられます。

(1) 市民

全ての市民は、自らの生活自立・維持向上に努めるとともに、時間や能力に応じて、近隣や地域での福祉活動に努めます。

また、誰もが社会とのつながりを維持・構築できるようにします。

(2) 地域住民組織

民生委員・児童委員、主任児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、子ども会など、地域の住民による諸団体は、これまでもこれからも、地域住民の生活を最も身近に支える存在でなければなりません。

そのためにも、これまで以上に、住民同士の絆を深めるとともに、将来を見据え世代間のつながりを再構築する必要があります。

(3) NPO・ボランティア

代表的で今日的な福祉活動として、住民の生活ニーズによりきめ細かく対応するとともに、他の主体と協働して地域が抱える福祉課題に対応していくことが期待されます。

(4) 社会福祉施設等及び福祉サービスを提供する事業者

拠点・人材・ノウハウを、地域に向けて発揮することがより求められており、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割が期待されます。

また、業種を超えた事業者連携により、市民のニーズにきめ細かく対応していく必要があります。

(5) 地域の企業・事業所

企業・事業所は、企業の社会的活動（CSR＝企業の社会的責任）として市民福祉・地域福祉活動に参加することが求められます。

他の主体との協働による、社員・従業員が地域福祉活動に参加するきっかけづくりの行動が期待されます。

(6) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」を目的とする地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉のコーディネータ力、調整力を発揮していきます。

また、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、企画提案力をさらに強化していきます。

(7) 行政

行政は、幅広いセーフティネット機能を構築し、総合力を発揮して、これからもより深刻化する市民福祉課題に対応していきます。

また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動を展開できるよう、協働して、制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

ただし、例示したこれらの役割は、生活している地域ごとに、少し異なる場合もあります。他者への尊厳のもと、自らの果たすべき役割を考えて行動する必要があります。

4. 地域＝生活圏域・活動エリアについて

市民の日常生活における「地域」については、世代によって、又、何をするかによって、いろいろな範囲が考えられます。

市民福祉を推進していくために、取り組むべき内容ごとに、必要かつ効果的な圏域を設定する必要があるとともに、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

隣近所の声の掛け合い、小地域での見守り、子どもから高齢者にいたる多世代が福祉活動に参加するための、多元的かつ重層的なエリアを設定し、つながりを維持・構築する必要があります。

(1) 近隣のエリア（隣近所、〇丁目など）

隣近所、〇丁目など、市民同士があいさつを交わし、日常的又は定期的に顔を合わせるなど、市民が互いに支え合うことを実現する大切なエリアと位置づけます。

(2) 概ね小学校区（ふれあいのまちづくりエリア）

概ね小学校区ごとに地域福祉センターがあり、ふれあいのまちづくり協議会が結成され地域に根ざした活動が行われています。

ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していきます。

(3) 概ね中学校区（介護保険の日常生活圏域、あんしんすこやかセンターのエリア）

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が包括するエリアとして、高齢者の専門的かつ包括的な相談及びマネジメントに応じています。

高齢者分野では、概ね中学校区単位の日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシステムの構築が検討されています。

(4) 区のエリア

区役所・支所に「子育て支援室」を設置し、出産・育児相談や、関係機関と連携した地域での児童虐待の発生予防、早期対応、継続支援に取り組んでいます。

また、区単位に、障害者地域生活支援センターを設置し、障害種別に関わらず障害者の総合的なケアマネジメントや生活支援を行っています。

なお、区役所や区社会福祉協議会は、高齢・障害・子どもといった分野をまたぐニーズを持つ人に制度が届かないといったことがないように、ふれあいのまちづくりや、支援者の活動を支えるために、区をエリアとした地域連携の仕組みの確立（支援者間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり）が必要です。

(5) 市域（全市）のエリア

セーフティネットをより重層化するうえで、全市を圏域と位置づけます。

また、区や地域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進めていくこととします。

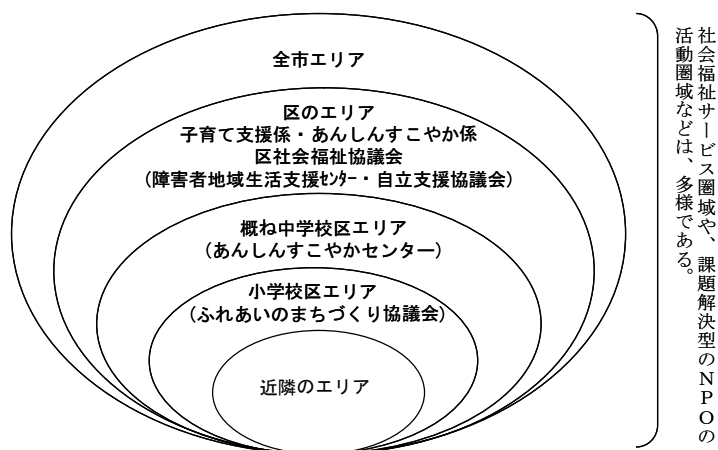
上記のほかに、例えば、支援を要する方の居場所が、その人一人ひとりが思いを共有できる（昔育った、かつての知り合いと再会できるなどの）「つながり」も大切であり、その方が安心した生活を続けるために、最も適切かつ必要なことを援助すべきと考えられます。

また、他地域に通う人であっても、生活している地域におけるつながり、地域の支え合いは重要であることに変わりありません。

震災など自然災害の際には、遠くの親族・友人・仕事仲間などのサポートも大切だということを経験しました。市民の幅広い参加意識を支えるための広域の圏域設定など、選択的な「活動圏域」も必要といえます。

圏域を示すことは必要ですが、範囲外の人を排除することにつながってはなりません。

【生活圏域の考え方】



第5章 “ともに取り組む” 具体的取り組み方策

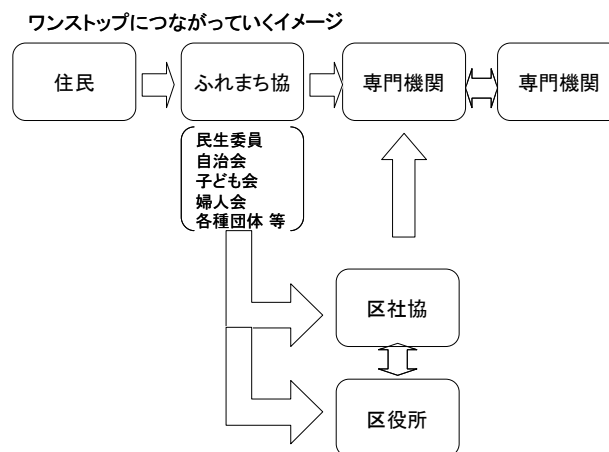
1. ワンストップサービス機能の充実・促進による相談対応の総合化

全ての市民が、住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、一人ひとりが地域社会とのつながりを途切れさせないような支え合い・支援が必要です。

そのため、ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、共に助け合うとともに、必要に応じて専門機関に円滑につながぐための仕組みを構築していきます。

また、ふれあいのまちづくり協議会から、専門的な相談・サービス提供機関、さらに区役所・区社会福祉協議会に至るまでの多様な地域福祉資源が円滑につながり、協働して市民一人ひとりを支えるための取り組みを推進します。

このように、市民が身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、課題の解決に向けてスキマを作らないよう連携して対応することをワンストップサービス機能と呼ぶこととします。



(1) ふれあいのまちづくり協議会（地域福祉センター）の機能強化

ふれあいのまちづくり協議会（191 団体）は、概ね小学校区をエリアとし、エリア内の自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、子ども会等の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉センターの管理運営とともに、地域の福祉活動を実施していますが、活動者の高齢化、地域福祉センター利用者の固定化傾向と市民の関心の低下が課題とされています。

そこで、地域福祉センターの拠点機能を強化し、市民が、身近な拠点である地域福祉センターで、困りごとや希望を伝え合い、共に助け合う・必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築するため、ふれあいのまちづくり協議会の対応力を強化するための支援を行っていきます。

具体的には、課題の発見や早期対応力の向上を図るための研修などの充実を図るとともに、地域の実情に応じ、NPO・社会福祉施設等の多様な主体の参画を得ながら、地域で福祉課題を発見し解決方法を探るワークショップ等を行うとともに、地域福祉活動方針・行動計画を策定していきます。

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされており（民生委員法第1条）、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者等の訪問、相談など、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手であり、現在、神戸市には2,142名がいます。

民生委員は、地域福祉活動の担い手の中心であり、役割は非常に重要ですが、高齢者の増加や多様な福祉課題を有する人が増加する中で、各種の証明事務の負担などが増え、活動しにくくなっているのが現状です。

民生委員は、これまでも、地域の中できめ細かな福祉活動を担っていますが、ますます増加する福祉ニーズに対応するために、研修の充実を図るとともに、専門機関・社会福祉協議会・行政とがつながりを構築し、しっかりとバックアップし、協働による福祉活動の充実を図ります。

また、民生委員、社会福祉協議会、行政その他の関係機関は、積極的に住民に対して、民生委員の活動を明らかにしていくことにより、市民の民生委員に対する信頼感が向上するとともに、民生委員の活動も市民のプライバシーを尊重し、信頼関係構築のもとに適切な活動が推進されるものと見込まれます。

(3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化

個別・専門的な支援機関として、高齢者の場合はあんしんすこやかセンター等、障害者の場合は障害者地域生活支援センター等が、概ね中学校区や区を単位として面的に配置されています。また、子育て支援の場合は、各区役所・支所に子育て支援室が設置されています。

市民の中には、専門機関への相談方法がわからない方も多くいるなどの課題があることから、専門機関には、地域に出向いて相談に応じるなど、要援護者をきめ細かく支援する機能が求められています。

その場合には、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動と連携することが重要
です。

専門機関とふれあいのまちづくり協議会、専門機関同士が、地域の中で要援護者一
人ひとりを支援する中で、互いにつながりあって、地域課題に立ち向かうことの積み
重ねにより、地域での発見力等が向上することが期待されます。

市では、市民のその人らしい生活を支援する観点から、行政職員と地域福祉ネット
ワーカー（仮称、後述）が、地域の支援者のネットワークを支援し、専門機関による
現場の判断を尊重し、柔軟な支援のあり方を検討していきます。

(4) 地域支えあい活動の充実（インフォーマル、「制度外」のサービスの充実）

市民は、多様化、複合化している一人ひとりのニーズに対して、従来の市の制度の
拡充だけでは支え切れないということを理解し、また、「基本的なことは地域住民が主
体となって解決すべき」という高い意識を持つことが望まれます。

今後は、市民・事業者・行政の協働による、福祉ニーズのよりきめ細かな実態把握
と分野を越えた総合的な対応、また、市民を当事者に近い位置にいる福祉の担い手と
して位置づけることが必要です。このため、市民ボランティア、NPO、生活協同組
合などが、これからの地域福祉において大切な資源と考えられます。

小規模なNPO等により提供されている良質なサービスについて、広がっていくよ
うな支援策、市民が受けたいと思うサービスを増やせるような支援策を、市民・事業
者と協働して検討していきます。

フォーマルサービスとインフォーマルサービスが包括的に提供されることで、支援
者間の連携の深まり、参加する市民の増加により、元気な神戸づくりが図られると考
えています。

(5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開

専門サービスが増える中、地域では、例えば、高齢者サービスは充実しているもの
の、障害者の活動場所・居場所が不足しているなどの地域ごとの実情があり、高齢者
とともに、障害者も・子どもも、ともに集うことができる居場所が求められています。

今後、地域ごとに、ニーズや供給量を具体的に検討していく仕組みの構築を検討し
ていきますが、地域の資源・拠点を多機能に展開できるような、共生型のケアの取り
組みを検討していきます。

世代間の共生ケアには、当事者同士がケアをしあう効果も期待され、当事者に地域
社会とのつながり、人の尊厳を実感していただく効果があります。

(6) 医療と福祉のしっかりとした連携

高齢化、障害者の地域生活の進展、在宅医療の進展などに伴い、地域で医療と福祉

サービスをとともに必要とする方が、ますます増加しています。

地域の医療機関では、利用者本位かつ適切な医療の提供に努められていますが、医療・福祉ニーズを有する市民が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つためには、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、地域で見守り・支え合い活動を行う民生委員・地域住民組織やNPO、さらに、区役所・区社会福祉協議会等とのしっかりとした連携が必要です。

日ごろから、支援者（・団体）同士が関わる場を充実することにより、地域での相互連携による、医療・保健・福祉サービスを要する市民に適切な配慮を行うとともに、大きな災害などの際において、市民が必要な医療・保健・福祉サービスを受けられることができるよう、地域で支援を要する市民の情報共有の仕組みを検討します。

また、病院と地域の医療・福祉等関係機関との連携により、市民に入院時から地域生活の継続をめざす医療・看護・リハビリテーションが提供され、退院後は地域で他職種が連携しての在宅医療・看護・リハビリテーション・福祉サービス・見守り等につながるような連携の仕組みを充実することによる、24時間365日の地域生活の安心度を高めていきます。

(7) 少数者の支援

公的な福祉サービスの対象となりにくく、また、地域の中でも目が行き届かない方に対し、支援の手を差しのべているNPO・ボランティアサークルの方たちがいます。

対象者への情報提供の平準化、市民啓発による理解の促進を図ります。

(8) 生活困窮とならないための支援

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化を受け、市民の中には、経済的自立が困難で生活に困窮している方が増加しています。

生活困窮者に対するセーフティネットとしての対策として、生活保護は、最後の砦としてしっかりと市民を支えていきますが、その他にも段階的なセーフティネットの仕組みが必要です。

生活困窮者に対するセーフティネットの対策については、国や県等との連携により、恒久対策や緊急対策を、必要に応じて臨機応変に実施していきます。例えば、生活福祉資金貸付などの円滑な実施を図ります。

また、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に配慮を要する世帯については、「身体状況にあった住まいが少ない」、「経済的な問題から住環境で住む場所を選べない」など世帯の特性にあった適切な住宅を選ぶことができないという課題があり、その属性に応じた施策の充実を図ります。さらに、身近な地域で住生活関連サービス支援へアクセスできる住宅・福祉関連ネットワークの創設を進めていく必要があります。

さらには、社会的なつながりを維持・構築するための居場所機能の確保・構築を図ります。

これらにより、市民が、再びチャレンジできる機会の増加を目指します。

(9) 権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送り、福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度の利用支援事業のさらなる利用促進充実を図る必要があります。

平成12年（2000年）に、成年後見制度が開始されてから10年が経過し、制度の周知が進んでいます。今後は、ひとり暮らしの認知症高齢者などが増加することからも、市民の成年後見制度後見へのニーズが高まることが確実です。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による第三者後見も急増していることから、今後は専門職後見人に加えて、今後は、地域に暮らす同じで市民の目線での後見活動が期待できる「市民後見人」の養成などと、その活動を支援する仕組みづくりの成年後見の身近な受け皿づくり対策が急務となっています。

そのため、成年後見支援センター（仮称）を設置して、市民後見人の養成を行い、養成研修を修了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、成年後見制度の利用を促進するための広報・啓発、相談、申し立て支援などを行っていきます。

(10) 行政の相談の質的向上及び連携の仕組みについて

地域で複合化した課題を解決する中で、各制度の施策の重複や、行政のすみわけが原因で解決できないことがあります。

市民福祉の課題がますます増加・複合化する中、行政による地域の下支えを欠かすことができません。

市は、地域において課題解決が円滑に進むよう、各団体等と関係する市所管課間の意見交換・交流を推進し、局間連携、局と区役所の連携、区役所内部の連携強化により、市民福祉の課題共有と課題克服を図っていきます。

2. コーディネーターを配置し、地域の多様な支援者間の連携を支援

要援護者を支援する各機関は、市民一人ひとりの課題解決のために懸命な努力を行っているにもかかわらず、複合的課題を抱える市民が、分野をまたがった機関の連携を必要とする際には、他制度に関する専門情報が不足していることや、他機関に対する遠慮などにより円滑な連携が阻害され、制度の細分化や件数増加が、さらに、連携のスキマを拡げています。

複合的な課題を抱える市民に対しても、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、関係者それぞれの力を最大限に引き出し、重ね合わせることができるよう、各区に、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワークワーカー（仮称）」を配置して、地域で普段からの顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図ります。

(1) 「地域福祉ネットワークワーカー」(仮称) を配置

地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の主たる役割は、地域活動者と専門性を有する相談機関等との関係づくり、相談機関間、相談機関とサービス提供機関、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関の間関係づくりと、支援を必要とする人の専門機関への円滑なつなぎ・橋渡しです。

要援護者を援助するキーパーソンは、民生委員、主任児童委員、地域包括支援センタースタッフ、ケアマネジャー、障害者地域生活支援センタースタッフ、医療関係者、NPOスタッフ、保健師等の行政職員など、市民一人ひとりの心身や生活の状況によって様々だと考えられます。地域福祉ネットワークワーカー（仮称）は、これらのキーパーソンを支援する者と位置づけます。

地域福祉ネットワークワーカー（仮称）は、普段からの圏域内の顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図るとともに、連携構築の中で、住民ニーズの変化を把握していくことも求められます。

なお、社会福祉協議会は、「住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉関係者などの参加・協力のもと福祉のまちづくりを行う民間団体」であり、「地域福祉の推進を目的」と法律上明記されていることから、各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークワーカー（仮称）を配置することを基本と考えます。

(2) 地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）

地域福祉に携わる、要援護者のキーパーソン（民生委員、主任児童委員、地域包括支援センタースタッフ、ケアマネジャー、障害者地域生活支援センタースタッフ、医療関係者、NPOスタッフ、保健師等の行政職員など）が、的確な連携手法を用いて

要援護事例にアプローチしていくため、また、各地域資源のそれぞれの連携機能向上を図るため、地域福祉ネットワーク（仮称）が中心となり、関係者と協働してのワークショップ開催等により、事例を蓄積・収集するとともに、活動の成果となる各種対応マニュアルを作成し、各地域資源に還元していきます。

(3) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実

老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設や介護老人保健施設、グループホーム等の施設・事業所（以下「社会福祉施設等という。」）は、これまで、高齢者・子ども・障害者などの分野ごとに設置されてきました。

特に、介護保険制度の進展に伴い、高齢者施設は年々増加し、特別養護老人ホームは、介護保険の日常生活圏域（概ね中学校区、77 圏域）のうち、○圏域に設置されています。また、保育ニーズや子育て支援に対する社会的関心の高まりに伴い、全市的に保育所の整備強化を図るとともに、児童館は、全ての中学校区に設置されています。さらに、障害者自立支援制度の進展に伴い、障害者の地域生活を支援するケアホームやグループホームが増加しています。このように、多くの社会福祉施設等が市域を面的にカバーしているといえます。

社会福祉施設等が立地している地域ごとに、高齢化や子育て支援などの地域課題を抱えていることから、社会福祉施設等が地域住民や地域住民組織と連携し、地域の課題を考え行動することが期待されています。

現在も、保育所における園庭開放事業など地域に開かれたプログラムを実施している事例などのほか、社会福祉施設等に地域住民向けに営業する食堂・喫茶を併設している例や、地域住民の集会のために会議室等を提供している施設があります。また、地域住民の定期的なボランティア受入や、行事を開催する施設は多くあります。

社会福祉施設等には、日ごろから、施設等の分野を超えて、地域の身近な相談場所（案内場所・居場所）となることが求められていることから、社会福祉施設等と協働して地域支援の充実のあり方を検討します。

3. 地域福祉活動の今日的展開を支援・推進

民生委員・児童委員や、ふれあいのまちづくり協議会など、地域住民組織による、日ごろからの支え合い・見守り活動は、現在においても、これからも大切であり、ますます重要度を増してきます。

地域住民組織の活動者の高齢化が地域活動の停滞を招いているという課題がある中、担い手の中からも、活動の継続性を保たせるためにコミュニティビジネスを志向するような新しい動きが出てきています。

また、本市のNPOやボランティアによる活動は、これからもさらに活発化することが期待されます。

これからは、市民・事業者・行政が協働して、これらの地域福祉活動の今日的な展開を支援していくことが必要です。これらにより、行政だけでなく、多様な担い手が多くの地域で、市民に公共的なサービスを提供され、広く市民の利益につながっていくように、市では、支援のあり方を検討し、推進していきます。

(1) コミュニティビジネスを志向する市民を支援

地域では、市民の365日の暮らしを支えていくために、制度に基づき提供されるサービスに加え、それを互いに補完する、市民による一人ひとりにあった支え合いのサービス、居場所を提供するような仕組みが必要とされています。

地域の中で、市民による福祉活動が充実するよう、活動に適度なビジネス性を加味して、得られる収入が地域に還元され、利用される市民も含めて地域の力が高まる活動が期待されています。

さらに、地域住民の雇用や参加が増え、参加する市民に利益がもたらされ、利用する市民の安心が継続するといった効果も期待できます。

このため、社会福祉協議会やNPOとの連携・協働による市民の活動支援や必要な情報提供などを行うなど、市民・事業者・行政の協働により、住民のつながりによる新たな取り組みを支援していくこととしています。

(2) 地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援

市民によるコミュニティビジネスの取り組みに加え、NPOや社会福祉施設等が、地域と協働してコミュニティビジネスに取り組む、地域住民組織とともにコミュニティビジネスを結成して地域福祉活動に取り組むことも期待されます。

そのため、地域と連携・協働するNPOや社会福祉施設等を支援する仕組みを検討します。

(3) 新たな担い手市民を輩出する方策

本人の年齢や性別に関係なく、意欲・能力・可能性のある市民が、地域の中で、福祉活動に参加できるよう、また、市民が自立した生活を維持し、未来に安心・希望が持てるよう、市民・NPO・市民福祉大学などとの協働による、市民の地域での発見・対応力を強化するための研修などを充実します。

4. その他

○ 自殺対策の総合的な推進

自殺は、本人にとっての悲劇で終わることなく、家族や周りの人々にも強い心理的打撃をもたらします。

また、自殺者の10倍とも言われる自殺企図者においては、今後、既遂者になりかねない状況が考えられます。

神戸市では、市民の健康づくりを推進するために定めている「新・健康こうべ21」の中で、こころの健康づくり対策（うつ・自殺対策）としてこれまで取り組んできました。

しかし、自殺は、うつ病だけでなく、そこに至るまでの原因として、健康問題はもとより、経済・生活問題、職場の問題、家庭や地域の問題など、社会における様々な問題に関わっていることが指摘されています。

このため、国の定める「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」及び兵庫県の定める「兵庫県自殺対策推進方策」の趣旨をふまえ、神戸市における総合的な自殺対策を推進するための「神戸市いのち大切プラン（仮称）」を策定し、市民一人ひとりが、命の大切さや自殺に関する理解を深め、関係団体や相談機関と行政が協働し、「身近で悩む人をみんなで支えあう、生きやすいまち・神戸」の実現をめざします。

○ 災害時等における要援護者の避難支援・見守り

○ 高齢者の孤立の防止・見守り など

第 6 章 部門別計画が伝えたいこと

次期市民福祉総合計画は、広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であるとともに、市民や事業者の主体的な参加により、ともに築く「地域福祉の推進」のための計画です。

神戸市では、本計画とは別に、高齢者保健福祉計画・障害者保健福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画などの福祉分野の分野別計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画を策定し、各分野における課題解決に向けて、取り組んでいます。

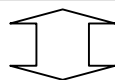
また、神戸市社会福祉協議会においても、中期計画を策定し、地域福祉の向上のために、取り組んでいます。

本計画では、市民福祉の総合的視点から、これらの分野別計画等と相互に連携・補完しあい、課題解決に向けてスキマを作らないよう対応していくとともに、地域福祉の視点から、市民や事業者の主体的参加により、地域福祉の推進を図っていきたいと考えています。

例えば、福祉の複合的な課題をかかえた市民に対し、身近な場所にある相談窓口“つなぎ”、必要に応じて分野ごとの専門機関に“つなぎ”、分野を越えた課題に関しては、分野別の専門機関同士を“つなぎ”、その後の地域での見守りに“つなぐ”、といった形で、課題の解決に向けて連携して対応していきたいと考えています。

ここでは、各分野別計画が、計画期間において、重点的に取り組む施策の方向性を示すとともに、地域福祉の視点から、地域住民との協働と連携により推進する施策の方向性を示します。

神戸市総合基本計画



連携・補完

高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

障がい者保健福祉計画

神戸っ子すこやかプラン
(次世代育成支援対策推進行動計画)

人権尊重に関する基本計画

健康こうべ21

住生活基本計画

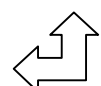
男女共同参画計画

青少年育成中期計画

教育振興基本計画

社会福祉協議会中期計画

市民福祉総合計画



連携

※現在、高齢者保健福祉計画については、計画策定中のため、内容等変更する場合があります。

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(1) 基本理念等

これからの高齢社会を活力あるものにしていくためには、高齢者自身が地域の担い手の一員として活躍できる社会の実現と「地域」を重視したまちづくりを進める必要があります。このため、高齢者保健福祉計画では、「住みなれた地域で自立した生活を安心して続けるために」を基本目標とし、基本的な考え方として、1. 高齢者の協働と参画による地域づくり、2. 高齢者の選択と自己決定の保障、3. 高齢者の安全と安心を支える、の3点を基本的な考え方として策定しています。

また、介護保険事業計画では、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるにあたっての基本理念として、1 高齢者が尊厳をもって質の高い生活を送れるように、2 安心してサービスを利用できるために、3 持続的な介護保険制度の運営、を定めています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 住みなれた地域での自立生活支援

- ・ 住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら安心して生活を続けられるよう、地域見守り活動を充実させるなど高齢者の状況を把握するとともに、保健、医療、福祉の専門家が連携して本人の状態像に見合う質の高いケアの提供に努めます。また、かかりつけ医や訪問看護ステーションなど在宅医療との連携を進め、地域包括ケアシステムによる在宅生活支援の仕組みの充実を検討します。短時間巡回型訪問介護など新たな24時間365時間の在宅生活支援の仕組みについても引き続き研究を進めます。
- ・ 小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスを地域包括ケアの中軸として整備を図ります。
- ・ あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)を中心に地域包括ケア、高齢者の総合生活支援を推進するとともに、高齢者の自己決定に基づくサービス利用を支援するため、適切な情報提供の機会や相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 認知症疾患医療センターを核に、福祉と医療の連携による、地域における認知症ケア体制の強化に取り組みます。
- ・ 高齢者虐待については、関係機関と連携し虐待防止と早期発見に努めます。また、高齢者虐待による重篤な状況を一時的に回避し、悪化防止を図るためなど、在宅介護の継続を前提とした緊急的な短期入所利用の需要に対応するしくみづくりを行います。

- 地域見守り活動の充実・新たな担い手の育成
 - ・ 身近な地域で安心して暮らせるよう、あんしんすこやかセンターの見守り推進員が地域の民生委員等と協力して行っている地域見守り活動を、市域において住民同士が支えあう仕組みとして地域と協働した地域見守りシステムを構築します。また、新たな見守りの担い手として見守りボランティアの発掘・育成を進めるとともに、区役所、区社協、民生委員、地域団体、NPOなどによる多様で重層的な見守り体制を構築します。

- 高齢者の社会参加の促進
 - ・ 高齢者支援、環境、子育てなど地域コミュニティにある多様な生活課題について、高齢者が自らの経験やノウハウを活かして地域に貢献できるよう社会参画を推進し、高齢者の生きがいを創造します。
 - ・ これまで地域活動に参加してこなかった方や団塊の世代が、地域の支え合い活動に参画する仕組みを創設します。

- 健康づくり・介護予防の総合的推進
 - ・ 要支援・要介護状態になる前の方から重度認定者の方まで、一人ひとりの「生きがい」や心身の状況に応じて、できるだけ質の高い生活が続けられるよう、健康づくりから介護予防、悪化防止に取り組みを進めます。

- 安全・安心な住生活環境の確保
 - ・ 住宅施策と連携して、高齢者の安心なすまいの確保に取り組むとともに、施設・居住系サービスの身近な地域での整備や居住環境の向上を図っていきます。

- 介護保険制度の適切な運営の確保
 - ・ 介護保険は、保険料と税金で支えられている市民の「助け合い」の制度であり、市民の皆様にご信頼される制度運営を心がける必要があります。そのために制度を無駄なく運営していくとともに、地域の関係機関との連携、サービス従事者の人材育成などにより、サービスの質の向上を図ります。
 - ・ 今後高齢化がますます進展するなかで、介護労働者の確保・定着は不可欠です。神戸市では国や事業者との役割分担のもと、介護分野の社会的評価の向上や介護人材の確保・定着に努めます。

② 地域福祉の視点から

○ 共助のしくみづくりとボランティア活動の促進

- ・ 超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能してこそ、高齢者の質の高い生活が確保されと考えられます。そのため、介護保険の充実を図りながらも、地域において一人ひとりが支え合い、役割をもっていくための共助のしくみづくりや、そのためのボランティアやNPOとの連携の強化による地域福祉活動の促進に取り組みます。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、ちょっとした日常生活における困りごと（電球替え・ごみ出し・入退院時の手続き・雨の日や体調不良時の買い物など）を地域の住民の方の少しの協力・支えあいのもとで支援する運動を展開します。

2. 神戸市障がい者保健福祉計画

(1) 基本理念等

障がいの有無にかかわらず各々の個性が尊重され、一人の市民として同じ立場で暮らしていける「こうべ」をめざしていきます。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 相談支援体制の充実

- ・ 障がい者の地域で自立した生活を支えるため、障害者地域生活支援センターをはじめ障害者就労推進センターや発達障害者相談窓口の全市展開を図るとともに、視覚障害者、聴覚障害者、高次脳機能障害者等の専門相談窓口を整備します。
- ・ これらの窓口の連携と統合化を進め、相談支援体制の充実を図ります。

○ 施設や精神科病院からの地域移行、定着支援

- ・ 障がい者の地域での受け皿となるグループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保を進めるとともに、障害者入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進する「神戸市地域生活移行支援事業」の充実を図ります。
- ・ 地域自立支援協議会を中心に、事業者や当事者のみならず民生委員やふれあいのまちづくり協議会の参画による支援ネットワークの充実により、地域生活の定着を支援します。

○ 就労支援の充実

- ・ 障がい者の就労のさらなる促進のため、労働、保健福祉、教育などの関係機関との就労支援ネットワークを強化し、区ごとの就労支援ネットワークの構築を進めます。
- ・ 特例子会社の誘致、農業分野での福祉起業やパティシエ養成の取り組みに対する支援など、障がい者の就労機会のさらなる拡充を図ります。また福祉的就労についても、工賃のアップを目指した授産商品の新規開発や販路拡大など、一層の充実を目指します。
- ・ 発達障がい者など新たな障がいに関する企業啓発や訓練の場の確保、障がい特性に配慮した市役所内での訓練雇用及び様々な形態による就労の場の提供などを行うとともに、生活面の支援を含めより地域に密着した就労支援を進めます。

- 療育体制の充実
 - ・ 軽度の知的障がいや発達が気になる子どもへの療育や支援体制を充実します。
 - ・ 身近な地域で障がい児支援ができるよう通所施設等のあり方について検討を進め、身近な地域で療育できる体制の構築を図ります。

② 地域福祉の視点から

- 地域福祉力の向上
 - ・ 障がいのある人が地域で暮らしていけるよう、障がいのある人を地域で支えていく仕組みを構築します。
 - ・ そのため、地域自立支援協議会を中心に区を単位とした地域に密着したネットワークを構築します。ネットワーク構築に当たっては、地域活動の担い手である民生委員・自治会・婦人会・ボランティア・障がい当事者などの参画をさらに推進します。
 - ・ 個々の障がいのある人の地域での見守りや防災を支援するには、区よりも更に網の目の細かな体制づくりが必要となるため、地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会等の協力も得ながら、支援体制づくりに取り組みます。
 - ・ ハード面だけでなく、個々の障がいのある人の見守りや防災を具体的に支援する人材を1小学校区ごとに発掘できるよう検討していきます。その際、地域の人の過度の負担とならないよう、専門的知識を有する人との役割分担を明確にし、連携を図ります。

3. 神戸っ子すこやかプラン（神戸市次世代育成支援対策推進行動計画 後期計画）

(1) 基本理念等

子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てを社会全体で支えるまち

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 母性並びに子どもの健康の確保と増進

・ 生まれるまでの母子保健の充実

妊娠の届出時及び母子健康手帳交付時に、全妊婦に対して保健師が面接し、妊娠・出産について悩んでいる方への相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見・早期支援に努めます。また、妊婦とその父親を対象とした両親教室を開催し、育児負担が母親だけに偏らないように、子育ては父親・母親が2人で協力して行うものという啓発を行います。

・ 生まれてからの母子保健の充実

新生児全戸訪問指導を実施しており、子育ての問題点を早期に把握し、子育ての不安だけでなくその他の問題も含めて不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけるとともに、産後うつの早期発見・早期支援にも努めます。

○ 地域における子育て支援の充実

・ 地域施設・人材を活用した子育て支援

地域においてより一層安心して子育てできる環境づくりを進めるため、「つどいの広場」事業を実施しており、保育所、幼稚園、児童館や大学などの施設や地域子育て支援センター、主任児童委員、育児サークルリーダーなどの人材を活用し、保護者や乳幼児が気軽につどうことによって、育児の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安への軽減を図ります。

○ 仕事と子育ての両立支援

・ 保育サービスの充実

近年増加している保育需要に対応するため、保育所整備を進めるとともに、就学後も含めた多様な保育ニーズに応えるため、保育所の延長保育や休日保育、一時保育、病児・病後児保育、学童保育などの充実にも努めます。

・ 男女共同参画の推進

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の

自己啓発等、様々な活動を自らの希望に沿って展開できるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するため、市民や事業者に対して啓発活動を行います。

○ 特色ある教育の推進

- ・ 分かる授業の推進と学力の向上

神戸らしい特色ある教育を進めるために策定した学習指導標準「神戸スタンダード」を基に、確かな学力を育てます。また、平成18年度から始まった「分かる授業推進プラン」をさらに充実させ、学力の向上を目指したいっそうの推進を図ります。

○ 子どもの安全・安心の確保と生活環境の整備

- ・ 子どもの安全の確保

交通安全の確保を図るため、学校等で交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学ぶ交通安全教育を行います。また、犯罪等から守る活動として、学校で防犯教室を開催するとともに、地域と連携し、全小学校に結成されている「子ども見守り活動隊」による地域ぐるみの見守り体制の強化を進めます。

○ 要保護児童等への対応を強化します

- ・ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待への対応の中心であるこども家庭センターの相談・対応体制や児童虐待に関するアセスメントの機能の充実を図ります。また、区子育て支援室についても市民に身近な相談機関としての機能の充実を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、地域全体で子どもを守る体制づくりを進めます。

- ・ 社会的養護体制の充実

児童福祉施設において、近年、虐待を受けた児童や知的障害児、軽度発達障害児等の児童の入所が増加しており、心理的なケアや個別的なケアの充実を進めます。

② 地域福祉の視点から

- ・ 地域施設・人材を活用した子育て支援（再掲）

地域においてより一層安心して子育てできる環境づくりを進めるため、「つどいの広場」事業を実施しており、保育所、幼稚園、児童館や大学などの施設や地域子育て支援センター、主任児童委員、育児サークルリーダーなどの人材を活用し、保護者や乳幼児が気軽につどうことによって、育児の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安への軽減を図ります。

4. 第2次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画

(1) 基本理念等

人権の尊重されたまちづくりを最終目標とし、社会情勢の変化を踏まえ、次の二つの視点を基本的な考え方に盛り込みます。

○ ソーシャル・インクルージョン

現代社会においては、様々な要因により人が社会から孤立しまたは排除されるという状態が生じています。一人ひとりが個人として尊重され、社会に参加することができる、「あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）」が、人権尊重の理念からも重要になっています。

「神戸づくりの指針」や「市民福祉総合計画」と同様に、本計画においても「ソーシャル・インクルージョン」を基本理念としています。

○ 家族の役割の見直し

子どもや配偶者、高齢者などへの虐待・暴行など、家庭内での人権侵害が後を絶たない状況にあります。これらを防止するため、家族の結びつきを深め、家族の機能を支えるという視点を重視しています。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 従来の女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者及び元患者等に加え、新たな人権課題としてインターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者等の人権、性的少数者の人権を取り上げ、教育・啓発に取り組めます。

② 地域福祉の視点から

○ 人権問題の解決のためには、地域を構成するすべての人々が、身近にあるさまざまな人権課題を自分自身のこととして解決に参画し、協働して取り組んでいくことが重要であるという考え方に基づき、また、震災で得た貴重な教訓—共に生きることの素晴らしさ—を生かしていくことにより、みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸をめざし、地域における人権の尊重されたまちづくりに取り組めます。

6. 神戸市住生活基本計画

(1) 基本的認識等

住まいは、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、「市民の安心で豊かな生活にとって不可欠な基盤」です。この認識のもと、神戸が10年後、「誰もが安全、安心に住まうことができる」、「自分にあった住まい・住まい方を選択できる」ようになり、「活力のある地域を住まいから創り出す」ことができることをめざします。

(2) 施策の方向性

① 分野別計画として

安心で豊かな住生活をめざし施策を推進していくにあたり、市民には、住まい手として、「大切に住まう」「近隣に配慮して住まう」役割や家族や向こう三軒両隣り、マンション管理組合、そして近隣等と「共に住まう」役割があります。地域団体には、住まい手の集まりとして、良好なコミュニティづくりや地域での助け合いの精神による個々の住生活への支援を行う役割やさらに地域の安心で豊かな住環境づくりに取り組む役割があります。

神戸市は、住宅セーフティネットの確保やこれらの『住まう主体（住まい手）』、民間事業者などの『住まいの供給に関わる主体』及び住生活関連サービス事業者などの『住まい手を支援する主体』の役割が十分に機能し、かつ連携しあえるよう地域の実情をふまえた住生活への総合支援を行っていきます。

そして、住生活に関わる多様な主体の協働と参画により、施策を推進していきます。

- 住まいの適法性、耐震性、防犯性の確保により安全な住まいを実現します。
- 住宅確保要配慮者の居住の安定確保、高齢者・子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援を行います。
- より長く使うことを意識した住まいづくりの支援や環境にやさしい住まい方の普及により環境にやさしい住まいを実現します。
- 住み替えがスムーズにできる環境づくりや空家ストックの有効な活用によるニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出します。
- 身近な地域での魅力ある住環境づくりの支援、分譲マンション・民間賃貸住宅

の管理・運営に関する適切な支援及び密集市街地・ニュータウンなど課題を抱える地域への対応により人と人とのつながりを大切にした住まいづくりを支援します。

- プラットホーム機能強化や分かりやすい住情報の発信等によりすまいるネットを核とした住まい手への総合支援を充実します。

② 地域福祉の視点から

- 地域団体や住生活に密着したサービスを提供しているNPO法人等の住生活関連サービス事業者と連携し、地域で安心して住み続けることができるよう住宅確保要配慮者を支援します。
 - ・ 地域における住生活関連サービスとのネットワークを創設
多様な地域団体、NPO等、各支援センター等とすまいるネットの新たな連携により、高齢者や障害者、子育て世帯等へ、例えば各支援センター、地域団体、NPOなどの地域活動の場を活用した住まいに関する情報提供や助成制度等の普及や耐震改修やバリアフリー改修を普及します。

7. 神戸市男女共同参画計画（第3次）

(1) 基本理念等

市民のだれもが性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる「夢と活力あふれる神戸」を市、市民、事業者の協働により実現する。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ワーク・ライフ・バランスを推進します

- ・ こうべ男女いきいき事業所表彰
取り組みの進んでいる事業所を表彰し、啓発を強化します。
- ・ 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進を支援します
ワーク・ライフ・バランス推進のモデル地域である六甲アイランドにおいて、地域団体や企業と共に、仕事と子育ての両立を応援するNPO法人の活動拠点の取り組みなどを支援します。

○女性の活躍を推進します

- ・ 女性活躍推進プログラムの実施
就業継続した女性が、さらに、自らのキャリア形成に努め、能力を発揮し、企業の活性化に貢献できるよう、女性管理職の少ない中小企業等において、将来リーダー的な役割を期待される女性の活躍推進を支援する研修プログラムを実施します。

○男性にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男性が育児・介護、地域活動に参加できる環境の整備
男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現する社会を目指し、働き方の見直し等、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進します。また、定年等により退職した男性について、地域活動等に参画できるよう支援します。

○地域における男女共同参画の推進

- ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画の推進
地域における男女共同参画を推進するための啓発を行います。
- ・ 幅広い世代の市民が地域活動へ参加する機会の増加
それぞれの立場やライフスタイルに合わせて地域活動へ参加する機会の増加を図ります。

○ 配偶者等からの暴力（DV）対策の強化

- ・ 「神戸市配偶者等暴力対策基本計画」(第2次)の推進

神戸市配偶者暴力相談支援センター等相談窓口のさらなる機能強化、DV被害者の子どもへの支援、DVを防止するための教育・啓発の推進、DV被害者支援を担う関係者の連携強化に取り組みます。

○ 市役所の事業所としての取り組み

- ・ 仕事と子育ての両立支援のための相談・情報提供

各局室区の男女共同参画推進員（男女共同参画サポーター）による取り組みを進めます。

- ・ 職員研修等の実施

「仕事・子育ていきいき両立プラン～神戸市特定事業主行動計画～」や、男女共同参画や係長選考などについての内容を取り入れ、ワーク・ライフ・バランスの意識を高め、男性職員の育児休業等の取得率の上昇および女性職員の係長昇任選考受験者に占める割合の向上を図るような取り組みを積極的に行います。

② 地域福祉の視点から

○ 地域とともに、ワーク・ライフ・バランスを推進しています

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進のモデル地域である六甲アイランドにおいて、地域団体や企業と共に、仕事と子育ての両立を応援するNPO法人の活動拠点の取り組みなどを支援します。

○ 地域における男女共同参画の推進

- ・ 地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ男女双方が参画し、若者から高齢者までの幅広い世代の地域住民がそれぞれの立場やライフスタイルに合わせて地域活動へ参加する機会の増加に努めます。

9. 神戸市教育振興基本計画

(1) 基本理念等

「人は人によって人になる」という理念のもと、家庭・地域・学校が手を携えながら、新しい時代を切り拓くことのできる「心豊かでたくましい人間」の育成を目指します。

(2) 重点施策

① 分野別計画として

○ 豊かな心を育成します

- ・ 「こうべっ子 豊かな心育成プラン」の推進

幼小中高を通じた体験活動の充実を図り、豊かな感性や自然を大切にする心、命を大切にする心、助け合いの心、勤労観や公共心等、豊かな心の育成に努める。

○ 学校教育を充実します

- ・ 確かな学力と意欲の向上

新学習指導要領の全面実施に備え策定した学習指導標準「神戸スタンダード」に基づき、特色ある教育課程の編成、知識・技能の定着、活用力の向上等により、児童生徒の生きる力を育む。

○ 障害のある子どもへの教育を充実します

- ・ 特別支援教育に関する相談・支援体制の充実

こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、できるだけ地域に近い場所で専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への巡回相談等のきめ細かな支援を行う。また、特別支援学校では、施設・設備や専門性を生かして地域の小・中学校への助言・援助や保護者等への教育相談を行う。これらの取り組みにより、発達障害を含む様々な障害についての相談・支援体制を構築し、神戸らしい特別支援教育に関するセンター的機能の充実を図る。

- ・ 複数障害対応の特別支援学校の整備

特別支援学校の老朽化・耐震化対策と併せて、できるだけ居住地に近い学校への通学を可能とするため、複数の障害に対応できる特別支援学校整備に取り組む。

- ・ 「特別支援学校版分かる授業」の推進

特別支援学校では、「特別支援学校版分かる授業」を推進し、「学びの支援ネットワークプラン（個別の教育支援計画）」や個別の指導計画を活用した授業作り、外部評価を取り入れたPDCAサイクルによる授業改善を進めることにより、

教職員の専門性の向上や一人ひとりの子どもの障害特性に応じた教育的支援を行う特別支援教育の充実を図る。

○ 「する」「みる」「ささえる」スポーツを振興します

・ 神戸総合型地域スポーツクラブの充実

子どもから大人まで地域で身近なスポーツを楽しめる拠点として全小学校区に展開する「神戸総合型地域スポーツクラブ」について、クラブ間の連携・交流や自立化への支援を強化し、活動内容の充実を図る。

○ 学校施設の耐震化を推進します

統合予定校を除く小中学校及び幼稚園は、2011年度末までに耐震化を完了させる。統合予定校等についても地域や関係者等との協議を進め早期の耐震化完了を目指す。また、高等学校及び特別支援学校については、そのあり方を含めた整備計画を策定し、早期に耐震化に着手する。

② 地域福祉の視点から

○ 地域と一体となった教育を支援します

・ 「教育・地域連携センター」の拡充

旧二葉小学校を活用した地域人材支援センターにおいて、多様化する学校のニーズに対応し、学校の教育活動などに応じた支援人材の紹介を行う。

・ 「子ども見守り活動隊」の活動推進

子どもの安全確保を図るために、保護者・地域・関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの見守り活動を推進する。

10. 神戸市社会福祉協議会中期活動計画

(1) 基本理念等

人と人のつながりを大切にし、誰もが安心して暮らせる地域コミュニティづくりを市民、活動団体、事業者、行政等あらゆる人々の参加・協働のもとで推進していくことをめざしていきます。

市民の信頼をベースに、公共性と民間団体としての自主性、創造性を発揮するとともに、これまで培ってきた専門性、継続性、責任性を堅持しながら、セーフティネットの視点にたった様々な活動を推進していきます。

(2) 重点施策等

- 市民の福祉意識を醸成するための福祉教育を進め、地域福祉に参加する「人づくり」を行うとともに、社協活動の市民への浸透を図る広報活動を積極的に展開します。
 - ・ 「ふれあいのまち KOBE・愛の輪運動」の推進、福祉体験学習の実施
 - ・ 市民福祉大学、ボランティア活動の推進等

- 区社協との連携のもとに、複雑化・複合化する市民のニーズを受け止め、課題の共有から解決への道筋をつけるコミュニティソーシャルワーク機能を強化します。
 - ・ 民生委員やふれあいのまちづくり協議会等の地域組織、ボランティアグループ、NPO、事業者、社会福祉施設、あんしんすこやかセンター等の専門機関や行政等とのネットワーク化を推進し、地域での相談機能を強化するとともに、協働して課題解決にあたることをめざします。
 - ・ 身近な地域における人と人のつながりづくりを基本に、住民相互の見守り活動やちょっとした手助け等の支えあい活動を育成・支援していきます。
 - ・ 制度の谷間や枠外にある市民のニーズへの対応や地域の助け合い活動等、大学や専門機関、NPO等と連携・協働しながらワークショップ等を行うなど、必要な取り組みを先駆的に実施していきます。必要なものについては、施策化の提言も行っていきます。

- 社協の公共性、民間性を活かし、市民の生活支援、権利擁護やセーフティネットの構築のための事業を実施します。
 - ・ 成年後見支援センター、生活福祉資金貸付等

- 社協のこれまでに蓄積された経験・ノウハウをもとに、専門的な知識・技術を要する福祉サービスの提供、活動支援に取り組めます。
 - ・ 若年認知症高齢者対策、障がい者の地域生活支援、こべっこランド・児童館での障害児療育指導等

第7章 最後の一 5年間の実行の行程表とPDCA

1. 計画の行程表

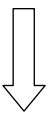
本計画の実施機関である平成23年度から27年度までの5年間は、地域資源の結集により、市民の深刻な課題に向き合い、克服できるよう取り組むとともに、次代に展望を見出すため、新しい芽を成長させる取り組みを行う重要な期間です。

そのため、5年の間に、着実に施策を進めていく必要があります。

平成23～27年度(2011～2015年度)の実施計画 行程表(案)

事項	2011	2012	2013	2014	2015	達成すべき成果等
ふれまち協の機能強化	ふれまちごとに課題抽出	ふれまちごとに方針づくり(ワークショップ等)	ふれまちごとに計画策定(地域の実情に応じて) 構成団体間のつながりの促進			・ふれまちの自律・機能向上(課題対応力) ・地域福祉センターの市民の拠点化
地域福祉センターの身近な拠点としての活用	地域住民のための拠点化の推進					
	情報提供機能の推進	交流機能の推進	相談機能の推進			
支え合いサービスの促進	情報収集と提供の推進	高齢者向け支援サービスの拡充 介護保険制度の改正	子育て・障害者支援サービスの拡充 幼保一体化など機会の増	制度外サービスの検証と制度化の検討		・サービスの量的拡大 ・就業機会の増加 ・当事者の参加の拡充 ・市民への還元益が拡大
コミュニティビジネスの推進	情報収集と提供の推進	コミュニティビジネスの支援策の検討・実施		制度外サービスの検証と制度化の検討		
地域福祉ネットワーク(仮称)の配置	2区でモデル実施と検証	3区～5区で実施・検証	全区で実施・検証	北須磨・北神での実施検討・全体の検証	全体の検証と施策への提言	・分野を越えたネットワークの充実 ・円滑なつながりの実現
権利擁護事業の推進	市民後見人の養成	市民後見人の活動開始・支援	新たな市民後見人の養成 市民後見人の活動支援			・市民後見人の充実
見守り活動の推進	民生委員・見守り推進員の活動充実	新たな見守り機能付加 介護保険制度の改正	見守り活動の充実			・見守り活動の量的拡大
児童虐待対策の推進	児童虐待対策の推進	児童虐待対策の推進	児童虐待対策の推進	児童虐待対策の推進	児童虐待対策の推進	・児童虐待の減少 ・安心な子育て環境
自殺対策の推進	総合的な自殺予防対策の推進					・自殺数の減少
	自殺予防情報センター(仮称)の設置の検討					
市民福祉総合計画の見直し	検証とローリング				次期計画の策定	・市民福祉の理念を実現する新たな計画

課題の克服



参加拡大

雇用の増

安心の増と生活の質向上

尊厳の維持・回復



未来に希望を持てる地域社会

新たな成長へ

2. 将来の姿

5年先、さらには、10年・15年先の神戸では、より多くの市民が、自らの知識・知恵・技術を活かし、「人とつながり支え合って暮らす」という気持ちを持って、率先して市民福祉の向上に取り組んでいる姿を目指します。

また、事業者及び行政が有している知識・技術や建物・設備等が、より普遍的に、市民福祉の向上のために活かされるよう取り組んでいきます。

これからも、少子・高齢化、支え手となる世代の減少などが続き、市民福祉の課題も増加すると考えられますが、市民・事業者・行政が協働して、日ごろからの地域での意見交換を活発にし、それぞれの地域の実情に合ったきめ細かな福祉を推進することを可能としていきます。

その結果、市民の生活の安心につながり、市民が将来に明るい期待を持てる地域社会が構築されて、市民・事業者・行政の相互の福祉力、課題に寄り添い解決する力が高まっていくことを目指します。

3. PDCAによる進行管理

なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直していくこととしています。

計画の進行状況及び成果の検証・評価にあたっては、市民・事業者・行政の協働による検証ワークショップを開催して、その結果を公表するなど、検証・評価の共有、「見える化」を図っていきます。

また、地域福祉ネットワーク(仮称)、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、NPO等が、地域の課題の変化をとらえ、変化に対応するような施策の改善・変更を提案できる機会を設けるなど、協働による地域福祉の推進を図っていきます。

制度を横断する仕組みについては、行政内部で局間、局と区との議論を進めるとともに、国・県・他の地方公共団体と意見交換することにより、市民福祉の向上を図っていきます。